

# 役員報酬規程

第1条（目的） この規程は、特定非営利活動法人かしもむら（以下、「当法人」という）の定款第19条の規定に基づき役員の報酬に関する取り扱いを定めたものである。

2 この規則に定めのないことについては、労働基準法その他の法令に定めるところによる。

第2条（役員の定義） この規程の役員とは、当法人の定款第13条に定める理事及び監事をいう。

第3条（報酬） 前条に定める役員は、当法人定款第19条に定めのとおり役員総数の3分の1の範囲内で報酬を受けることができる。

2 報酬を受けることが出来る役員の選定及び報酬額については、理事会で発議し総会の出席正会員（社員）数の過半数を以って決する。

3 役員で報酬を受ける者は、役員報酬と職員としての給与とにかかわらず定額の月額を支給とする。ただし、監事は職員としての報酬を受けることは出来ない(定款第14条)。

4. 報酬額の基準については、以下のとおりとする。

役職名	報酬の基準額（円）	摘 要
理事長及び副理事長	理事会で発議し総会で決議する。	
理事	〃	
監事	〃	

第4条 報酬の支払日 役員の報酬の支払いは、毎月9日とする。ただし、金融機関が休業日の場合は、直前営業日に支払う。

第5条 報酬の支払い 役員の報酬は、その金額を通貨で支払う。ただし、法令または規定に基づき、役員の報酬から控除すべきものがある場合には、当該役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

第6条 この規定に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成27年1月20日から施行する。